

中小企業診断士の視点

第116回
「取適法（とりてきほう）」対応、大丈夫ですか



中小企業診断士 樋口 英司
(一社)埼玉県中小企業診断協会

下請代金支払遅延等防止法（下請法）の大改正

令和8年（2026年）1月1日から、「下請法」が改正され、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：「中小受託取引適正化法」、通称：取適法【とりてきほう】）として新たに施行されました。これにより、適用対象となる取引や事業者の範囲が拡大され、中小受託取引の公正化と受託側の中小企業の利益保護が強化されます。委託（発注）する側だけでなく、受託（受注）する側も、事前に新しいルールをしっかりと理解しておくことが大切です。主な変更点は以下の通りです。

①取引当事者の呼称も見直され、代表例としては、発注側が「委託事業者」、受注側が「中小受託事業者」と変更されました。

②適用対象となる事業者と適用対象となる取引の範囲が拡大されました。適用対象の拡大取引類型は4類型から5類型へ拡大（特定運送委託が追加）し、適用基準は資本金に加えて従業員数基準（製造等：300人、役務等：100人）が追加されました。

③「協議に応じない一方的な代金決定の禁止」と「手形払等の禁止」が禁止行為となりました。

以上のような大改正を受け、従来は対象外だった取引が新たに取適法の対象となる可能性があります。まずは自社の対象取引の有無を再点検していただきたいと思います。

〈詳細内容は、公正取引委員会「取適法」特設ページをご参照ください〉

<https://www.jftc.go.jp/toriteki/index.html>

中小企業への影響

【発注側】最大の論点は資金繰りです。「手形払」等の禁止や支払の健全化により、支払サイトの見直しが必要となり、運転資金の先出しが増える可能性があります。加えて、発注内容の明示（メール等の電磁的方法も可）、記録保存、支払期日管理、価格協議の受付と回答期限管理など、事務負担も増加します。購買・請求・検収まで含めた全社的な遵守体制の整備と、マニュアルに基づく定期教育が重要です。

【受注側】資金繰り面では現金化負担が軽くなりやすい一方、価格協議が現実にも動くほど、交渉力の源泉は「根拠資料」に移ります。材料費・労務費・外注費・間接費の内訳、上昇要因、追加作業の扱い（付帯作業・待機等）を“見積りで説明できる形”に整え、協議の履歴（要請→回答→合意）を残すことが必要です。

取適法から見える今後の潮流

今後は、①賃上げ・物価上昇を前提にした「価格転嫁の定着」、②支払手段の健全化、③取引プロセスの透明化と説明責任の強化、という潮流が一段と強まる見込みです。取適法を単なる負担やコストと捉えるのではなく、遵守体制整備を自社強化の機会と位置づけることが求められます。

中小企業診断士は、企業様の状況に応じて経営課題の解決を支援します。お困りの際は、当協会までお気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】

(一社)埼玉県中小企業診断協会

ホームページ：<https://sai-smeca.com/>

電話：048-762-3350

Eメール：rmcsai@nifty.com